

第5回村上市男女共同参画計画策定委員会 議事録

1. 開催日時 平成24年5月29日(火) 13:30～16:30
2. 開催場所 村上市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 村山優子委員、加藤雅代委員、横井栄子委員、
野田 忠委員、富樫浩美委員、小川 勲委員、澤渡寿子委員、
鈴木文子委員、高野マサ子委員、小田永人委員
水橋恵子委員、佐藤たみ子委員
※石川伊織アドバイザー
4. 欠席委員 富樫アヤ委員、斎藤千栄委員、遠山栄子委員
5. 出席職員 政策推進課；斎藤課長、竹内課長補佐、船山副参事、高橋主査
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第5回村上市男女共同参画計画策定委員会 会議次第

日 時：平成24年5月29日(火)
午後1時30分～

会 場：村上市役所 4階 大会議室

1 開 会

2 新任委員紹介

3 委員長挨拶

4 議 事

(1) 計画の体系について

(2) 計画に登載する具体的事業について

(3) 計画の基本理念について

5 そ の 他

6 閉 会

会 議 経 過

1. 開会 (13:30)

事務局； みなさん、ご苦勞様でございます。

私は、この4月1日から政策推進課長を拝命いたしました斎藤甲三と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の委員の出席状況ですが、欠席の届出がありましたのは、富樫アヤ委員、遠山栄子委員、斎藤千栄委員の3名です。また、佐藤たみ子委員は遅れて出席いたします。

2. 新任委員紹介

事務局； 委員の交替がありましたので、新任委員のみなさんから自己紹介をお願いいたします。

【新任委員自己紹介】

事務局； ありがとうございます。それでは小川委員長から開会のあいさつをお願いします。

3. 委員長挨拶

委員長； みなさんご苦勞様です。前回の委員会では、計画の体系についてご審議をいただき、基本目標や重点分野、主な施策の方向性については、概ねよいのではないかという結論でした。今回はそれを受けて、行政ではどのようなことに取り組んでいけばよいのか、企業や学校、地域にどのように働きかけていけば、より村上市らしい男女共同参画計画になるのかという具体的な施策について審議をいただくこととなります。市民一人ひとりが人格を尊重されながら、また個性や能力を発揮できる住みよいまちになるように、今日のご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

4. 議事

(1) 計画の体系について

委員長； 前回の審議を経まして、計画の体系、資料1の事務局案、資料2を事前にいただきました。これから資料1について進めさせていただきます。検討の進め方としては、重点分野ごとの施策が掲げてありますが、基本目標が三つ、重点分野が九つあります。この重点分野九つについて一つずつ審議をお願いしたいと思ひます。まず基本目標I、重点分野1の施策(1)について質問やご意見をお願いします。

アドバイザー； 施策の下の事業については、どのような形で出てきたのか説明してください。国の第3次計画では、国のあらゆる機関に仕事が割り振ってありました。それが何を意味しているかと言うと、この課題に関係のない部署は一つもないということです。施策(1)の事業に関しては、市役所の全部署が書かれ、また

どの部署に何の仕事をしてもらうのかが書かれていて、施策(2)も同じようにどの部署に何をしてもらうのかが書かれていなければならないと思います。この課題に関係のない部署は一つもなく、自分たちの部署で自分たちがやれる仕事を見つけてもらうことになるはずなのですが、ここに出てきてない課は、何もしないということにならないでしょうか。作り方としては、各課が何をできるかではなく、各課に何をしてもらうかお願いするということです。この仕事をするのは自分の課であると認識している課はよいのですが、そうでない課は何もしないことになります。今提示されている資料1はどのような形で作成されたものなのかを説明していただきたいと思います。

事務局； 具体的な事業を導き出すために、庁内のプロジェクトチーム会議で検討しました。プロジェクトチーム会議は、ほぼ全ての課で構成しています。例えば税務課など、男女共同参画に関する施策からは外れると思われる課は入っていませんが、男女共同参画の施策に関係すると思われる部署にはメンバーになってもらい、事業を導き出しました。

委員長； 男女共同参画とあまり関係がないように思われる課を抜けているということですが、石川先生は、どの施策についても全ての課がどのようなことをするのかが出てこなければならないということですか。

アドバイザー； そうだと思います。なぜ税務課は関係ないのか。例えば、フランスでは出生率が2.5を超えています。最大の施策は税制です。もちろん村上市が独自に、子どもを産んだ人の税金を安くすることは国の税制上できませんが、フランスではやっています。少子化対策の最大のポイントは、子どもがいる人たちにどれだけの優遇策を打ち出すかということになります。税金の率を変えるということは、日本の現行の法制上できないにしても、税務課が関係ないというのはありえない話です。例えば建設課が関係ないということではなく、バリアフリーの道路を作ることは、まさしくこの課題の一つですので、道路をどういうところにどのように通し、またどういう人に配慮して道路を作るかという話は、当然計画段階で盛り込まれなければなりません。そういう意識を各課が持ってもらうなければいけないのです。直接関係のない課を作らないように、施策(1)であれば、全ての課が何をやるのか、施策(2)についても、全ての課が何をやるのかが見えないと、全庁で頑張るという話になりません。

事務局； 決して意図的に抜いたわけではないですが、子育て支援であれば男女共同参画との結びつきは分かるのですが、道路やバリアフリーと男女共同参画がどう結びつくのかよく分かりません。それぞれの課で業務は行っています。市の組織には、選挙管理委員会や農業委員会などいろいろなものがあります。施策(1)の⑤と⑥で、市民への男女共同参画に関する情報提供【政策推進課】、市職員への男女共同参画に関する情報提供【総務課】とありますが、直接的なものがない課には十分情報提供や呼びかけをしていきたいということが、ここには隠されています。現在、総合計画後期実施計画の策定作業を行っていますが、基本的にできそうもないことは載せたくないということもあります。約束できるものを確実に実行する計画にしたいという思いの部分と、先生がご指摘のように、

全庁で取り組まなければならない理念的なものの両面があると思っています。旧村上市のプランを引き継ぎましたが、結果としてはほとんど達成できませんでした。引継ぎがうまくいかず、達成率が非常に低い結果で終わっています。今回の計画は達成率を上げたいという思いもあり、确实なところを拾い上げたというのが正直なところですよ。

委員長； そうすると、関係ないから抜いたわけではなくて、プロジェクト会議には全部の課の担当者が入っているということですか。

事務局； プロジェクト会議は一部の課です。ただし、市の素案を決定する庁内検討委員会は全課長がメンバーになっています。

委員長； それでは石川先生、ここには全部上がってないが、村上市として達成できるものを重点的に上げたという解釈でよろしいでしょうか。

アドバイザー； 意図的に外したとは言っていません。この会議の場で、それぞれの課がやるのが全て出されていて、これについてはこの課でやるので、ここには上げなくてもよいという議論を、この場でしなければいけないのではないかと思います。確かに、できるものを上げていくというやり方は達成率も上がりますが、ここに書かれないことは目標になっていないということなので、やらなくてもよいということになってしまいます。悪かったからどうするか、必要ないものを載せてしまったので悪かったのか、実施できる状況になかったのでもうまくなかったのかを目標として提示しなければ実現しません。少なくとも、この会議の場で全部出して、これをこのように実現したいという説明を策定委員のみなさんにしていれば、その過程が抜けてないということも分かってもらえると思います。その過程を抜いてしまうと、結局目標になっていないことになってしまいます。

委員長； 石川先生の考えでは、施策(1)についても全課の事業が出てきて、その中から、この課はあまり関係がないのでここには載せなくてもよいという議論をしなければならぬということですか。

アドバイザー； 関係ないということではなくて、この課題については中心的にどの課が取り組むかということが、ここでみなさんに示されていなければならないと思います。

委員長； 全ての施策において、全課の事業を載せるということですか。

アドバイザー； 全て載せておいて、この課題ではこういう理由で外したということが検討されてはじめて、村上市の庁内検討委員会では目標にしたが、ここには書かなかったということが議事録に残ります。そうしなければ議事録に残りませんので、この課のこの政策で実現できるということを、資料を作った側には分かりますが、市民には全く分かりません。

事務局； そのような資料の作り込みはしていません。市役所の作り込みをしてしまったので、策定委員のみなさんの意見としてそのような進め方をしなければならぬとなれば、そうするしかないと思います。

アドバイザー； 少なくとも、資料に載っている事業が網羅的に全部載せたものではないということが分かると思います。施策(1)に関しては、生涯学習課と保健医療

課と商工観光課がメインですが、ほかにはないのでしょうか。意識啓発の話がこれしかないということは、ほかのところで意識啓発は必要ないのですか。

事務局； 市民への男女共同参画に関する情報提供は政策推進課が取りまとめて行います。載ってないものは、市報などを通じて政策推進課が行うということです。

アドバイザー； この後に、もっと担当部署を書く必要があります。

事務局； 全ての課であると思っています。

アドバイザー； それならば、全ての課を書く必要があります。

事務局； 政策推進課が代表という意味です。

アドバイザー； 政策推進課が代表して実行するということは分かりましたが、この書き方であれば、ほかの課は何もしないように見えませんか。

事務局； 書き方としては全課になります。

アドバイザー； 全課と書かれているところが増えてくれるならばよいのですが、この資料ではそれが見えません。

事務局； 意識啓発は全課に関わることでありますので、市民への男女共同参画に関する情報提供は全課で行いますが、取りまとめは政策推進課になります。

委員長； 中心となるのは政策推進課だが、情報提供は全課というように直せますね。

事務局； これは広報とホームページを意識しています。広報とホームページの担当が私ども政策推進課になっていますので、計画が完成した際には、シリーズ物にするなど、情報発信をあらゆる面からしていくことは内部で検討しています。

委員長； ⑥の市職員への男女共同参画に関する情報提供についても総務課が取りまとめるが、全課で取り組むということですね。

事務局； ⑤は市民への周知ということで政策推進課、⑥は内部ということで総務課が取りまとめになります。

委員長； それでは、施策(1)の1番の生涯学習施設等における啓発講座、出前講座等の開催については生涯学習課と政策推進課が担当になっていますが、これはどのようなものですか。

事務局； 出前講座という事業をさせていただいています。生涯学習課が担当ですが、私どもと一緒にあって、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスというメニューの要請があれば伺いたいですし、啓発の講座として市民講座の開設については具体的なものはありませんが、検討したいという意味です。

委員長； パパママ応援教室についてはいかがですか。

事務局； 保健医療課が主管ですが、出産を控えた夫婦を対象にして、男性の調理実習や沐浴体験を行っています。これは、男女共同参画に資する事業であるということでここに載せたものです。

委員長； これは特にこの下にくる課はなくてよいですね。

事務局； はい。これはぜひ載せたい事業です。

委員長； ③の「男女雇用機会均等法の周知と事業主への意識啓発」については、商工観光課が取りまとめになっています。

事務局； ④も同様に、相手が事業主ですので、商工観光課となっています。商工会議所ニュースなどにより、事業主への直接的な働きかけを考えています。

委員長； 施策(1)の家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進について具体的な事業を説明してもらいましたが、石川先生このような形でよろしいでしょうか。

アドバイザー； 職場において、農林水産業部門が抜けていますが、これは9ページの施策(3)でフォローするという事でよいですか。

事務局； 先生もよくご存知のとおり、再掲するものが多く出てきます。再掲するよりは、どこかの分野で取り上げようと考えました。

委員長； 施策(1)については、この六つを重点的に取り組んでいくことでご理解いただき、通過してよろしいでしょうか。

委員； 施策(1)の④の育児休業制度等の普及活動ですが、普及するに当たり、市内事業者の普及の状況を数値的に把握されていますか。

事務局； 資料を持ち合わせていません。

委員長； いずれは数値目標を立てる計画はあるのですか。

事務局； ここだけではなく、計画全体の中での数値目標を考えています。

アドバイザー； この下にもう一段事業名が入りますよね。いつまで行い、何回行うのかを示す必要があります。そうすれば、現状はこのようになっているが、この事業をやった結果こうなるという数値目標が全部入りますよね。全ての項目について数値目標が入ると理解してよろしいですか。

事務局； 事業ごとというよりは、市民意識調査結果をイメージしました。5年後にこの数字を何%上げるためにこの事業をしているという、成果の指標は載せる必要があると思います。講演会を何回やるというようなイメージではなく、意識調査のポイント数を上げるような指標を示したいと考えています。

アドバイザー； 今の質問の件であれば、育児休業制度の実施率をどのくらいまで上げるかというのは、具体的な数値で示せますよね。

事務局； ハローワークと相談しながら把握の方法、市が独自で育児休業制度に関するアンケートを実施しない限りは拾えない数字です。育児休業制度だけでよいのかという検証は必要ですが、行うとすればそういう手法になります。

委員長； 育児休業制度であれば、市職員は積極的に取得して5年後には何%くらいにしたいという数字は出ますか。

事務局； 先日の会議で、過去の男性職員の育児休業制度の取得状況が1人ということでしたが、それを目標としてどのように掲げればよいかとなると難しいものがあります。

事務局； 育児休業制度は男性だけのための制度ではありません。子育ての観点から、小さい時は母子が一緒にいたほうが情緒は安定するなど、いろいろな説がありますが、取得率は何%が適正かという具体的な数値を出すのは、なかなか難しいと思います。講演会などは数値目標としては上げやすいのですが。

委員長； 確かに、講演会や出前講座のようなものは回数を上げればはっきりとした目標として分かりやすいですが、育児休業の取得率を何%というのは出しにくいですね。

アドバイザー； 難しいものは確かにありますが、現状を改善するという方向で細かい目

標を立てたほうがよいと思います。

事務局； いろいろなご意見がある中で、みなさんに計画書のスタイルを提示していませんし、その議論もされていない段階ですので、計画書のスタイルを提示するときに相談させていただきたいと思います。

委員長； 次回の第6回委員会では、石川先生から指導があったように、関係する課を書いたものを出していただきたいと思います。

事務局； 本日は口頭で説明させていただきますが、なるべく分かりやすいスタイルで提示したいと思います。

アドバイザー； 施策(1)は意識啓発で、施策(2)は情報の発信になっていますが、施策(1)の⑤と⑥は「情報提供」になっていますので、施策(2)で発信する情報は「慣習の見直し」に限定されているように見えてしまいます。つまり、施策(2)は「慣習の見直し」、施策(1)は「男女共同参画意識」で分けたのか、「意識啓発」と「情報の発信」で分けたのかが不明瞭になっています。それで先ほどのような質問が出たのではないかと思います。

委員長； 市民への男女共同参画に関する意識啓発のところに学習会や講演会が出てこなければならないと思いますが、事務局いかがですか。

アドバイザー； 施策(2)で慣習の見直しに向けた学習会をしたいのか、慣習の見直しに関わらず男女共同参画の啓発の学習会をしたいとなると、施策(1)にも出てこなければならないと思います。

事務局； 施策(1)か、施策(2)かということですが、同種のものであると考えます。家庭・地域・職場は社会全体ですし、慣習の見直しは男女共同参画に向けての見直しですので、区別がつきにくかったのが正直なところです。確かに施策(1)の⑤と⑥は情報提供となっていて、今の意見をお聞きして、施策(1)に載っているのはおかしいと思いましたが、結局再掲になるのではないかと思います。

委員長； 施策(1)の⑤と⑥が施策(2)に行って、施策(2)の②が施策(1)に行くという感じがしますね。

事務局； 施策(1)と施策(2)を大きなところで分けると、施策(1)が事業的なもの、施策(2)が情報発信に関するものということで整理させていただければ、重複する部分があったとしても分かりやすくなると思います。

委員長； 一人ひとりの学習は施策(1)に上げたほうがよい気がしますが、委員のみなさんいかがですか。新しく入られた委員さんは議論の内容が見えにくいかと思いますが、それでよろしいですか。

委員； 施策(1)の男女共同参画意識の啓発の推進は、このプランの全てに関わるもので、例えばパパママ応援教室とありますが、これは7ページの基本目標Ⅲの重点分野1の施策(2)の「子育て・介護支援の充実」にも出ていますし、育児休業制度等の普及活動については8ページにも出ています。このように、いろいろな場面に出てくるのが施策(1)であると思います。先生がご指摘のように、全課、全市民で取り組むということにしてしまえば、施策(1)は終わってしまうのではないかと思います。

委員長； この意識啓発というのは、プランの全てだというご意見ですね。

事務局； 第3次の国のプランでも、ほとんどが再掲で、視点を変えながら表現を変えている作りになっています。先生のように研究者の方は理解できると思いますが、なかなか難しい面もあります。プロジェクトチームで施策の体系の案を作る際もかなり時間がかかりましたし、市役所が作る計画とは異なる作り込みになっていますので、私どもも不慣れでなかなか説明しにくいところもあります。基本構想と同レベルで基本計画があるという作りになっています。全て施策(1)の啓発の推進をするためにあらゆる事業に取り組んでいくのは事実ですが、作り込みとしてこのスタイルの入り口の部分で、事業がなければ通り過ぎるのでしょうか、事業があることによって逆に分かりにくくなっているところもあるのではないかと思います。

基本目標Ⅰの重点分野1が大体の部分で、下に行くほど少しは具体的な内容になっているような流れですので、本来ここを飛ばしてというわけにはいかなのですが、今のような議論があったということを前提として次に進んで、全体を見た上で最後に再度議論させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員長； 事務局から提案がありましたが、今までの議論を踏まえて一旦最後まで委員のみなさんに見てもらって議論して、最後にまた戻ってくるという進め方でよろしいでしょうか。

委員； はい。

委員長； それでは、重点分野2の「男女共同参画推進のための教育・学習の充実」ですが、施策(1)の「家庭における男女共同参画教育の推進」については、施策(3)と統合したいということですので、施策(1)「学校・保育園などにおける男女共同参画の視点に立った教育の充実」でご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

委員； 学校・保育園とありますが、保育園や幼稚園の場合は職員における男女共同参画でしょうか。それとも子どもたちも含めてということでしょうか。

事務局； ここで意識したのは教員、保育士です。

委員長； 職員のことを言っているわけですか。

アドバイザー； 子どもたちに対する働きかけは考えていませんか。

事務局； 成果として、子どもたちの教育に結び付けてもらおうということです。保育士及び教職員で男女共同参画を進めなければならないという研修をして、それを保育につなげていただくという考え方です。

委員； 保育現場では、男性の保育士も増えてきていますし、職員同士の男女共同参画ではないのですか。

事務局； そういう意味ではないです。職員同士の男女共同参画だけではなくて、児童も園児も含めての男女共同参画という意味です。教育のあり方、保育のあり方を、研修会や教材見直しを通して、男女共同参画の視点に立った教育をしようという内容です。

委員長； その他の委員さんいかがでしょうか。教材等の見直しとはどういうことですか。

事務局； 各学校で道徳の教材を決めているそうですが、男女共同参画につながるテー

マのものを推進していきたいということを考えています。

アドバイザー； 独自に教材を作成して各学校などに配るという予定はありませんか。この重点分野2が元々三つに分かれていたのは、施策(1)が子どもたちを対象にしていたのではないかと思います。施策(3)が大人も含めた社会教育や生涯学習で、施策(2)は学校等です。学校以外の生涯教育というと、教育をする側とされる側の区別がつきにくいのですが、学校は生徒と先生がきちんと分かれていますので、先生に対する働きかけ、子どもたちへの働きかけは施策(2)のところで書かれるのではないかと思います。施策(1)では家庭における子どもたちへの働きかけ、施策(3)では大人たちへの働きかけ、それで、施策(1)と施策(3)をまとめるという話が何となく見えてきましたが、子どもたちへの働きかけがないのが心配なところです。

委員長； 2ページの施策(1)が網かけになっていて、施策(3)と統合することになっていますが、そのままにしておいて、これはどちらかということと子どもたちへの働きかけになるのだということですが、みなさんいかがでしょうか。

アドバイザー； どちらでも構わないのですが、統合する意図が教育する側に対する働きかけを市のほうでは考えていて、教育を受ける子どもたちの話があまり見えてきてないのではないかという心配があります。それがどのように切り分けられるのかが分かれば、統合してもしなくてもよいと思います。

事務局； 施策(1)の学校・保育園は、全て子どもたちのためだと思っています。

アドバイザー； 働きかけは教職員ということですよ。

事務局； それは、子どもたちに男女共同参画の意識を持ってもらうための教育、保育のあり方の言及であって、学校現場での教員の男女共同参画という視点で書いたつもりはなく、全ての子どもに男女共同参画を意識してもらうための施策ということです。あくまでも、子どものためのものが施策(1)、大人のためのものが施策(2)ということで、先生がおっしゃった家庭における男女共同参画は、生涯学習での大人への男女共同参画の一環に子どもも入ってくるのではないかと考えています。大人が伝えるという視点から言えば、全ての教育・学習は子どもにつながるものだという整理をしました。

アドバイザー； 教育・学習について同じような施策を計画に盛り込んだ市では、直接子どもに対する講座を考えています。つまり、教育する側に対する啓発と、直接子どもたちに対する啓発の両方で考えています。生涯学習を社会教育と言わなくなった理由があり、生涯学習は学習するのであって、教育は先生が一方向的に教えることです。大人がやっている学習というのは、みんなで教えあう、みんなで学びあうということです。ここで生涯学習という言い方をしたときに、これは社会教育であるが、教育という観点は取らないという意味になります。そうすると、統合前の施策(3)生涯学習の充実は、教育ではなくて学習の提供ということになって、(1)と(2)を家庭と学校に分けたのは、教える側への働きかけと教わる側への働きかけが両方必要だという場面があるということになります。生涯学習は、教えるとか教わるとかではなく学ぶことになるので、(3)が別立てになっているということは、学ぶ時の姿勢が違うことになります。「先

生に教わる」のではなく、「みんなで学習する」が(3)になると思います。つまり、問題の分け方が、教育活動、学習活動が行われている場所で分けるのと、教育や学習の「質」で分けるのと、どちらの観点を取るのかははっきりしておいたほうがよいと思います。三つに分かれていたときの(1)と(2)には、教える側に対策をとれば、結果的に教わる側の啓発につながるという考え方が成り立つこととなります。方向性として、最終的には子どもたちのためにこれが機能するようにやりましようと思っていくのか、子どもたちに対しては子どもたちに対する、大人とは違う働きかけが必要だと持っていくのかはまだ議論されていないですね。

委員長； 事務局の提案では、教える側に啓発活動をしていけば、結果的に子どもへの啓発にもなるということですね。

アドバイザー； そうだとするならば、生涯学習はそれとは異質な世界なので(1)と(2)を家庭と学校で分けて、(3)で学習という異質の問題設定を別に立てれば筋が通ると思います。

委員長； (3)と統合しなければ筋が通るということですが、事務局いかがですか。

アドバイザー； 生涯学習というのは、大人たちの間だけの問題であって、教える側と教わる側という観点でできているものではない学習の場になっているのではないのでしょうか。

委員； 生涯学習というのは、おそらく全ての年代で有りうることでしょうが、子どもが自分で進んで勉強するということは置いておいて、私は思春期以降のことが気になります。思春期は、男女の身体的なことも心身的なことも、性を意識するときだと思います。そこに教育が入らないということを私たちは一番危惧していて、中学を卒業して高校に入ると市の学校教育から離れて県にお任せするということとなりますし、高校に行かない子も若干出てきますが、18歳で高校を卒業して、就職したり家事に携わる子もいます。その部分で市の生涯学習として性教育、男女の役割分担なり自分の生き方を考えるなり、そういう部分が生涯学習の中で大事だと思っているのですが、この計画の中にそのようなところが見当たらないのがすごく心配になりました。

アドバイザー； 今の提案のように分けるとしても、やはり(3)の生涯学習は、学校と家庭とは別立てにせざるをえないだろうという結論になりませんか。

事務局； 今のご意見はどこに分類すればよいのでしょうか。

委員； 思春期に親への教育が必要だと思います。学校教育ではできない性の部分を意識させたりするのは家庭教育そのものだと思います。大人になったということで親が手を離して、家庭教育の意識をなくしてしまうのはすごく心配ですし、その親に対して、家庭でどういう家庭教育をしていけばよいのかを学んでもらうのも生涯学習の仕事だと思います。

委員長； (1)の家庭教育の中に入れるのではなくて、生涯学習の中に、今のようないまがイメージできる項目があったほうがよいということですか。

委員； (1)に別立てして入れるとすると、それを推進するには何かを学ばなければならないというように、また(3)に戻ってくることとなりますので、その

整理の仕方をみなさんで考えたほうがよいと思います。

委員長； 事務局からすれば、生涯学習だから小さい子からお年寄りまで全部入るからということで統合したと思うのですが、今のご意見では、そういうことは（3）に入ってきたほうがよいということですね。

委員； 親子意識が上がると、（1）に戻るといえることになると思います。

事務局； 教育が必要だという観点から言えば、生涯学習ではなく、教育ではないでしょうか。行政が使う「生涯学習の充実」というのは一つしかなく、「生涯学習の場の提供」しかありません。ここでいう生涯学習の充実とは、言い換えれば「男女共同参画意識形成のための生涯学習の場の提供」ということになります。委員がおっしゃることが、学校・保育園以外の家庭ということになった場合、親への教育、子育て世代への教育も家庭教育に入るという観点から言えば、教育という部分を広義に捉えて学習と教育の区分をしなければならぬとなればそうします。

委員； 前回の話のときに、家庭も必要だと強く意見が出ていたと思いますが、そういう意味では、施策（1）を生かしておいたほうがよいのではないのでしょうか。

委員長； 委員がおっしゃるとおり、家庭というのは強く出された項目でした。家庭教育と学校・保育園に分けたほうがイメージしやすい、分かりやすいということで施策（1）を生かすという意見ですが、いかがですか。

委員； 親や周りの大人たちが意識することによって、子どもたちに戻っていくのですが、思春期以降になると親から離れて自分で学習したいという気持ちもありますし、高校生に講演会をして、性差について改めて学んだり、自分の生き方を考えてみたりするような直接的な働きかけは絶対に必要だと思います。

アドバイザー； 教える側への働きかけを通して教わる側に伝えてもらいたいというのは、中学生くらいまでなら考えられますが、高校生以降は教育の機会が欠落しているところがあるので、そういう世代の人たちに働きかけるとするならば、ここでやるしかないとも思います。ハイティーンの性感染症や望まない妊娠、性的暴力を受けたなどの被害率が高くて、傷を抱えている子どもがたくさんいるので、ここへの働きかけはどうしてもなくてはならないだろうと思います。直接には解決できない問題を含んでいるハイティーンの人たちに直接働きかける施策はないものかと提案したいのですがいかがですか。

委員長； 委員さんのご意見、石川先生のご指摘を含めていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員； はい。

委員長； そうしますと、「家庭における教育推進」は生かして、その中に教える側の啓発をして教わる側に伝わるものと、直接子どもへ働きかける指導もあるということで、ここに入れることにしてよろしいですか。

事務局； 施策の下にくる事業は同じになってしまう可能性があると考えています。子どもへの直接的な働きかけと、義務教育終了後の性教育のケアをどうしていくかということもあります。

委員長； 望まない妊娠や避妊の仕方などの講習会を開くことは可能ですか。

事務局； リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進で②に、性教育の部分も含めてここに載せた経緯があります。これが再掲という形で出てくることになるのかなと思います。

委員長； 事業としては重複するが、ここにも出てくるということですね。

事務局； このような形にならざるを得ないと思います。

委員長； 男女共同参画意識を高めるためには、家庭教育が大事であると前回も意見が出ましたので、家庭における男女共同参画教育の推進を生かして三つの施策とすることでみなさんよろしいでしょうか。

委員； はい。

委員長； では、そのように修正してください。

委員長； 次回は具体的な事業内容を提示していただきたいと思います。事務局から補足ありますか。

事務局； 生涯学習の充実のところで、②は先ほどから言われているように再掲になりますが、ご容赦いただきたいと思います。①は出前講座のメニューとして介護にも取り組んでいますのでここには入れておきたいと考えます。

委員長； 次回はここに関係する課も全て出てきますね。

事務局； はい。

委員； 「学校、保育園などにおける・・・」というところで、③の私立幼稚園への啓発で学校教育課とありますが、村上の場合は私立幼稚園ですが保育園はどうなのでしょうか。「幼稚園・保育園への啓発」として、学校教育課と福祉課を入れたらどうでしょうか。関連して①で保育園は保育士、幼稚園は教職員に入るので、これはいいと思います。③の表現をはっきりさせたらどうでしょうか。

事務局； 意味についてですが、私立幼稚園への啓発は、幼稚園の教諭への啓発と捉えていました。

アドバイザー； 私立幼稚園だけ独立させた理由は何ですか。

事務局； 村上市は私立しかないからです。

委員； 一番上のところに学校・保育園・幼稚園として、③を削ればよいのではないのでしょうか。

委員； 啓発が大事なので、③は啓発になっていて分かりにくくなるような気がします。

委員； 幼稚園の先生たちにも指導して、②で幼稚園の保護者にも保育園の保護者にも啓発するのであれば3番は特にいらないのではないのでしょうか。

アドバイザー； 「幼稚園教職員への・・・」と書いてなかったから、委員のみなさんは幼稚園に対して何かすると理解しているのではないのでしょうか。

委員； 保育園の先生や子どもにやるのと同じであれば、施策(2)の名称に幼稚園と入れればよいのではないのでしょうか。

事務局； 作り込みをしたときに、幼稚園の教員への啓発となれば、施策の上のほうにある「学校・保育園など・・・」の「など」は何かと言えば幼稚園のことなので「学校・保育園・幼稚園における・・・」という括りになるということです。

委員； 啓発に含まれているのは研修会の開催だけですか。

事務局； 載せ方がまずかったということです。

委員； 幼稚園だけ特別なことをするというわけではないということですよ。

事務局； そうです。

委員長； 施策（２）の名称に幼稚園を加えて、③を削除するということがでし
ょうか。

委員長； 研修会の中に啓発が入ってこないのですか

事務局； 研修会の中に啓発が入ってくるという考え方になります。

委員長； 再度お聞きしますが、施策（２）に幼稚園を加えて、③を削除するとい
うこと
でいかがでしょうか。

アドバイザー； その場合①の「教職員」には私立幼稚園の教職員を含んでいるとい
うこ
とでよいですね。

委員長； いかがでしょうか。

委員； はい。

委員長； では、施策（２）の名称に幼稚園を加え、③を削除してください。

委員長； それでは、重点分野３に入ります。いかがでしょうか。

アドバイザー； 確認ですが、網掛けの部分は変更があった箇所という意味ですか。

事務局； はい、前回の委員会の意見を受けて変更した箇所です。

アドバイザー； 施策（２）の「相談体制の充実」というところが、参考資料は網掛けにな
って
いますが、資料１では網掛けになっていません。何か意味があるのではし
ょうか。

事務局； 資料１の網掛け部分は、参考資料で一度このように整理しましたが、事業を
入
れる段階で、このように変えたいという意味の網掛けです。参考資料の網掛
けは前
回の委員会で修正したところですし、それを今回の資料提案にあたって
直さ
せてほしいというのが資料１です。個別の事業を見て、１つの施策に対し
て
１つの事業という組み合わせをなるべく避けたいということで施策（１）にま
と
めました。

委員長； みなさん、いかがでしょうか。

委員； 「暴力根絶」という言葉を残したいと思います。施策（１）の③の中に「暴力
根
絶」を入れてはどうでしょうか。「あらゆる暴力の防止・根絶に向けた教育の
実
施」となりますが、いかがでしょうか。

アドバイザー； 賛成です。

委員長； 石川先生から賛成の言葉がありました。みなさんいかがですか。事務局よろ
し
いですか。

事務局； はい。

委員； セクハラ窓口は商工観光課でよいのでしょうか。福祉課で一緒にやっても
ら
いたいと思いますが。

アドバイザー； 今は、窓口はどこにあるのですか。

事務局； 職場におけるものと捉えて、商工観光課からの事業所や働く人に向けてのセ
ク
ハラ相談窓口の周知と書かせていただきました。

アドバイザー； 市役所内にセクハラ相談窓口を設けるという意味ではないのですか。

事務局； はい。

アドバイザー； 市民からの相談窓口は作れないですか。

事務局； セクハラにこだわらず、悩み事相談窓口は設置しています。セクハラ専門の窓口は現在設置していませんので、様々な悩み事に対する窓口は福祉協議会と連携しながら設置しています。

アドバイザー； その窓口がセクハラやDVも扱うということを周知する必要はありますか。

委員； ハローワークに相談窓口がありませんでしたか。

委員； 労働基準局にあります。

事務局； 労働基準監督署には職場におけるセクハラ窓口設置が義務付けられていますし、雇用主側にも義務付けられていると思います。市役所では総務課に窓口があります。一般市民に対してのセクハラ相談窓口設置が市役所の事務なのかという疑問はありますが、その受け皿としての悩み事相談窓口を設置しているということだと思います。

アドバイザー； そこでセクハラやDVも扱うというアナウンスをするとういう意味ではないのですか。

事務局； この部分は表現が間違っていて、労働基準法で相談窓口は事業主が設置することになっているので、設置してくださいというアナウンスを、労働行政を所管する商工観光課が担当するという意味です。

アドバイザー； 計画にこのように書いてあれば、自治体が一般市民からの相談を受け付ける窓口を設けると理解します。

事務局； 窓口設置の周知に訂正させてください。

アドバイザー； そういう窓口はつくらないのですか。

事務局； 今のところそのような予定はありません。

委員； 悩み事相談にセクハラの相談に行った場合、どうなるのでしょうか。

事務局； 職場に相談窓口があるので、そこで相談してくださいとしか言えません。無料弁護士相談等の紹介はできます。ハローワークでは労働問題相談もしていますね。

委員； 基準監督署で行っています。

委員； 話をした後の対応ができないのに、窓口として出していてよいのかということもあるので、大まかに書いたほうがよいのではないですか。

委員長； この②は「事業所へのセクシャル・ハラスメントに関する相談窓口設置の周知」と修正したほうがよいのではないのでしょうか。

アドバイザー； それを相談体制の充実のところに書くのはどうかと思います。相談体制の充実というのは、市役所の中に市民からの相談を受け付ける窓口を設けるという意味ではあっても、法令に基づいて事業所に対して周知するというのは企業に対する啓発活動であって、相談体制の充実ではないのではないのでしょうか。

事務局； セクハラについては、前回の原案になかったのですが、載せてほしいという意見があり載せた経緯がありますが、市役所は聞いても何もできないし、企業は相談窓口の設置を法的に義務付けられているので、セクハラについて触れる

のはどうなのかという思いはあります。

委員； 女性に対する暴力のないまちの実現という重点分野の中ですから、1番に啓発があり、2番に相談体制があり、これは自然な並びですが、相談体制の中には女性に対する暴力についての窓口は出てきて不思議なことではないのでここには期待します。市役所ではその能力がないという説明でしたが、窓口は必要だと思えます。相談を受けて別のところを紹介するなり窓口は必要だと思えます。

アドバイザー； 多くの情報を持っている市役所が、弁護士相談や他の機関で設置している窓口を引き継ぐということからすれば、どこのまちでも行っている相談窓口の設け方です。

事務局； セクハラ限定でしょうか。

アドバイザー； セクハラ、DV限定です。村上市では悩み事相談で受けるというのであれば、悩み事相談でセクハラ、DVも受けますというアナウンスが必要です。

事務局； DVは家庭児童相談所で対応しています。

アドバイザー； DVの相談窓口を家庭児童相談所で対応しているならば、セクハラの場合はないということになりますので、設けたほうがよいと思えます。

委員； 悩み事相談に来た場合に、児童相談所のように具体的に何かができるケースと、相談のレベルで終わるケースのどちらもあり得ると思えます。その中で、アドバイス程度の相談がセクハラ範囲で来ると思うので、この委員会の中でセクハラを取り上げてほしいという意見があったからには、市役所に少なくとも対応できる司令塔のような窓口があったほうがよいのではないかと思います。事業所に向けてという話になると、施策(2)の②は施策(1)の②に含まれるのではないかと思います。「セクシャル・ハラスメント防止及び対応に向けた啓発活動」という言葉で施策(1)の②に含めて、施策(2)の②の「事業所への」は削除してはどうでしょうか。施策(2)の②は、「窓口を設けます」という言葉にすればよいのではないのでしょうか。

事務局； ご指摘のように、施策(1)の②と重複しますので、それでよろしいかと思えます。論点は、施策(2)の中で市役所に窓口をつくるかどうかという点だと思いますが、内部的にはかなりの議論をしなければいけませんので、今回の返事は待っていただきたいと思えます。市民が来やすい市役所は目指すべきなので、その論点からも主旨は了解しました。セクハラはどうしても個人情報、プライバシーの面で、経路しかできない市役所が中身まで聞いてよいのかと思えます。何とかする機関であれば中身を聞いて対応しますが、細かく中身を聞いても、市役所がそれをどう情報管理していくのかを考えると大きな課題になると思えます。

委員長； 実際にセクハラ相談はありましたか。

事務局； セクハラ相談の有無について照会していませんので、実際にあったかどうかは把握していません。委員から強い意見があったということは受けさせていただきます。

アドバイザー； 窓口が存在していれば、相談は来ます。長岡市ではそのように機能して

いますし、新潟市でも機能しています。窓口があり、そこで相談を受けるというアナウンスをしなければ、セクハラがあったとしてもどこに相談すればよいのか分からず黙っているわけなので、実態が分かりません。窓口を設けて対応することで事態が前進していくと思われしますので、その方向で市役所の中で意見を取りまとめいただければよいのではないかと思います。

委員； 具体的に何をどうするかという話は現場の人の意見が出てくるので、そこで考えていくしかないと思います。

委員長； どこに相談すればよいのか分からないというアンケート結果がかなりあったので、委員会として、セクハラに対する市役所の相談窓口も必要であるという強い要望があったことを市役所内で議論していただけますか。

事務局； 了解しました。

委員長； それでは、女性に対する暴力のないまちの実現はこれでよろしいですか。

委員； はい。

委員長； それでは次に入ります。「生涯にわたる女性の健康づくり」ですが、ご意見はございますか。

委員； 網羅されていて、これでよいと思います。

委員； 施策（１）の⑦の生涯学習課のところで、スポーツだけでなく長寿大学なども行っていますし、心の充実という面もあったほうがよいと思います。

事務局； 確かに心という文字が出ていません。生涯学習での心に関するものが長寿大学であれば、載せてもよいと思います。

委員長； 高齢者の心の健康も、生涯にわたる女性の健康づくりですので、⑧として入れるということになりますか。

アドバイザー； 中黒でつなげればよいのではないのでしょうか。

事務局； 「心」と言ってもよいのかどうかを検討させてください。心の健康は当然ありますが、生きがいづくりは、老人クラブ活動だけでなく、生涯学習課の仕掛けの中でも心身の健康づくりもありますので、表現は考えさせてください。

委員長； 項目を増やさずに、今の意見がニュアンスとして出るような表現を工夫してください。

委員； 自殺予防も入れたほうがよいのではないのでしょうか。

委員； 自殺予防は高齢者に限らず若者も対象になってくると思いますので、限定的に年齢を考えないほうがよいと思います。

事務局； 自殺予防の捉え方を保健医療課に確認して、計画に載せる際の位置付けを整理しますので宿題にさせていただきます。

委員長； 次に基本目標Ⅱ入ります。重点分野４の「政策・方針決定の場への女性の参画推進」です。何かご意見はありますか。施策（３）の「女性の人材育成」は基本目標Ⅰに搭載したいということですが、事務局から説明願います。

事務局； 前回の委員会で、重点分野ⅠとⅡの両方で女性の人材育成を入れてはどうかという意見をいただきました。この件についてプロジェクトチームで議論したところ、基本目標Ⅰの啓発のところではどうかということになり、今回ご提案させていただくものです。

委員長； 庁内では、基本目標Ⅰに女性の人材育成を入れたらどうかという検討をしたということですね。

事務局； はい。

アドバイザー； これを庁内の会議で説明するときに、何のために女性の人材育成が必要なのかは説明していますよね。単に人材育成じゃなくて、政策・方針決定で参画しようにも、同じ人がいろいろな会議で委員になっていて、結果として登用率は上がっているのに、実際に働いている女性の数は同じという事態があるから人材育成が必要だと言っているわけですよね。政策・方針決定の場への女性の参画推進に密接に結びつくところに入っていなければなりません。基本目標Ⅰにすると、基本目標Ⅰが肥大化していくことになりまして、政策・方針決定の場への女性の参画推進との結びつきが見えにくくなっていくと思います。

委員長； 石川先生のご意見では、このままここに残したほうがよいのではないかといいご意見ですが、事務局どうでしょうか。

事務局； この部分はそのまま残します。

アドバイザー； もしまとめるのであれば、基本目標Ⅱの重点分野2の施策(3)に同じような内容が出ていて、基本目標Ⅱの重点分野1の施策(3)と関連していると見ることができます。この2つをまとめるのであればそれなりに分かりますが、まとめて基本目標Ⅰに持っていくと、なぜこのようなことが必要なのかという趣旨が見えなくなります。

事務局； 方法とすれば、重点分野3で起こすという選択肢があるということからすると、まとめるとすれば、基本目標Ⅱは重点分野2までしかないので重点分野3を起こすかどうかですね。

委員長； この提案は事務局どうですか。

事務局； 承知しました。施策の整理をさせていただきたいと思います。

委員長； みなさん、それでよろしいですか。

委員； はい。

委員長； 次に、重点分野2の「地域活動における男女共同参画の推進」です。ご意見をお願いします。

アドバイザー； 基本目標Ⅱ、重点目標2の施策(1)の②だけ、中身が具体的になっています。「講演会等の開催」とすれば、抽象度が高い表現になります。

委員； ここで具体的に出すと、この下に来る事業がなくなってしまいます。

事務局； できるものを各課にお願いしたので、このような表現になってしまいました。

委員； 前回、小さい集落では女性の声が反映されていない現実があると言いましたが、今までは集落には婦人会という組織があって、いろいろな意見が出せる場がありましたが、婦人会はほとんど消滅してしまいました。集落役員などは全て男性になっており、女性の代表として集落の中で何でも言える人を育てていかないと、いつまでも浸透しないと思っています。そういう小さいところへの働きかけができるのは市役所だと思っていますので、ぜひやっていただきたいと思っています。

事務局； 集落への出前講座という形でしか市ではできないと思います。①、②、③の

融合の形になると思います。

委員； 先進的な集落ではこのような結果が出ているという内容の講演会や講習会はできますよね。

事務局； ①、②、③の融合の中で、事例発表や講演会など、仕掛けの中でいろいろなことができると思います。

委員長； そういうことがイメージできるように表現を工夫してください。次の「女性の人材育成」は次回に検討していただきまして、基本目標Ⅲに入ります。重点分野1の「家庭生活における男女共同参画の推進」です。いかがでしょうか。

委員； 施策(1)の②のパパママ応援教室などの講座は大変勉強になることです。市の防災メールがありますが、子育てをしているお母さん向けにメールで講座などの情報を流してもらえればと思っています。市報や回覧を見る機会がない人でも携帯のメールはチェックすると思います。また、講座が終わった後にアンケートをしています、その場ではなかなか書けないですし、子どもが大きくなってから気がつくこともありますので、メールでリクエストや講座等の要望も受け付けるような仕組みがあればよいと思います。

委員長； 今のことは可能ですか。

事務局； 次世代育成行動計画に計画されている内容です。私ども政策担当からも声をかけて、最初から充実した内容での情報提供はできないにしても、子育て世代のお母さんに登録してもらい、情報発信することは必要であると感じています。しかし、実現するに当たっては、防災メールとの区別など、クリアしなければならないいくつかの課題があるのが現状です。

アドバイザー； それをクリアできれば、この計画に書ける可能性があるということですか。

事務局； そのとおりです。現在、後期実施計画策定の作業中ですが、子育て支援の目玉になるのではないかと思います。

委員； セクハラなどについても、そのような独自の仕組みがあると相談しやすいのではないのでしょうか。

事務局； ホームページや市報、携帯電話などで工夫していきたいと思います。

委員長； 大変よいことなので、次回には提案できますか。

事務局； 次世代育成行動計画は、今年度が中間整理の年になっており、計画の管理をする委員会の意見が入ってきますし、そこでの調整もありますので、次回までの決定はできません。委員から希望があったことは担当課に伝えますが、返事は保留させてください。

委員長； ほかにありませんか。施策(2)の③の「検討」とはどういうことですか。

事務局； 生涯学習課からの提案ですが、複数の課でいろいろな年代を対象に事業を実施していますが、各セクションを越えて一つにまとめ、若者、子どもという括りで何かできないか検討していきたいという意味です。

委員長； この「検討」は表現としてどうでしょうか。

アドバイザー； 「構築」でよいのではないのでしょうか。

事務局； 「検討」と書かざるを得ないことがあったのかもしれませんが、原因も含め

て宿題にさせていただきます。

委員長； 事務局でよく検討してください。それではここは通過してよろしいですか。

委員； はい。

アドバイザー； 基本目標Ⅲ、重点分野2の「働く場における男女共同参画の推進」です。ご意見をお願いします。

委員； 施策(1)の⑥はどういう意味ですか。

事務局； 男女共同参画に熱心な企業には、入札に参加するためのランク付けに加点するという事です。

委員長； この表現では、そういう意味にとれないのではないのでしょうか。

委員； 財政課でするのですか。

事務局； 入札参加資格の審査は財政課で行います。

委員； 成長段階にある、入札に入れる資格を得たばかりの小さい企業が、もう少し上のランクの仕事をしたい場合にハッピー・パートナー企業に登録して加点してもらおうというやり方は非常に効果的です。

アドバイザー； 表現として建設工事に限定しないほうがよいのではないのでしょうか。これは独自の政策で市町村ができるほとんど唯一の政策です。実際には税金を決める権限はかなり限定されていますし、ほかに特別な優遇策を市町村は持ち合わせていません。唯一これしか使えないので、これまではどうであったかは別として、建設事業だけでなく拡大したほうが政策的には意味があると思います。

事務局； 政策的には市独自の色を出すことはできますが、評点自体は、その他の業務に広げることが不可能です。地域貢献度ということから言えば、消防団の協力事業所なども入札の場合のランク付けを高くしています。ハッピー・パートナー企業として県から認定を受け、企業として男女共同参画を進めてもらいたいという意味で、評点制度を村上市として取り入れたということ事です。

アドバイザー； 地域貢献度が高い企業を優遇する必要があるわけですが、建設工事に限定すると、建設工事を取りたいがために、何もしないけどこの資格を取りに行く企業が増えてきています。県ではハッピー・パートナー企業に登録した企業が、きちんとやっているかどうか査察していませんが、これを実のあるものにするためには査察できなければいけません。市が加点するのであれば、しっかりやっているかどうか査察しなければなりません、それは大丈夫ですか。

事務局； これは県の登録制度ですので、市が独自で判断できません。

アドバイザー； 建設工事以外にも拡大する考えはないということですか。

事務局； ありません。

委員長； そうすると、この表現は残したほうがよいことになります。

事務局； ハッピー・パートナー企業登録を推進するための一つのツールであるという整理をするしかないと思います。

アドバイザー； そうすると、建設工事と書くこと自体が誤解を与えることになりませんか。

事務局； 村上市におけるハッピー・パートナー企業の登録件数が少ないので、一社でも多く登録していただきたいというところです。

委員長； ⑥はどうでしょうか。

事務局； 表現を変えますので、次回までの宿題とさせていただきます。

委員； ハッピー・パートナー企業の登録後の仕組みとしては、査察する仕組みはありませんが、登録する過程で必要な証拠書類を出していますので、その時点では内容的には事実だと思います。書類を偽造しているとするならば犯罪のレベルになってしまいますので法的な処置が必要になってきますが、登録の更新のようなものを創設することが期待されているかもしれません。建設工事に限定することの良し悪しについては、村上市では人口比で建設業に従事する人が多いので、影響を受ける度合いが一番大きいですし、効果を受けるということからすれば、事業主からすれば取り組むインセンティブにはなりません。

事務局； 制度についてはおっしゃるとおりですが、もし誤った捉え方をされるのであれば、誤解されない表現で次回提案させていただきたいと思います。

委員長； ⑥については表現を検討するという事でみなさんよろしいですか。

委員； はい。

委員長； それでは最後になりますが、「ワーク・ライフ・バランス意識の醸成」に入ります。ご意見ありますか。「メニューを追加」とはどういうことですか。

事務局； これも再掲になります。出前講座は現在も様々なメニューがありますが、そこにワーク・ライフ・バランスを追加して啓発していきたいと考えています。

委員長； ほかにありますか。

委員長； 走り走りでしたが、長時間に渡り検討いただきありがとうございます。今回は基本理念についても検討させていただきたいと思います。腹案がありましたらお持ちいただきたいと思います。以上で今日の審議を終わらせていただきます。副委員長から挨拶をお願いします。

副委員長； 長時間お疲れ様でした。ここをもう少しというところがあれば、次回に出していただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

事務局； 今日のご意見を踏まえて、事務局で検討を加えまして、プロジェクトチーム、庁内検討委員会で議論したいと思います。次回第6回は7月を予定していますが、具体的事業を決定していただきたいと考えています。計画の完成は10月頃を予定しています。当初の予定ではもう少し早く完成する予定でしたが、事務局の不手際で大変申し訳ありません。10月にずれ込んでしまいますが、よろしくお願いいたします。

16:30 閉会